

- 介護保険施設・事業所等においては、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない従業者について、**認知症介護基礎研修**を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられました。
- 鹿児島県においては、**eラーニング**により認知症介護基礎研修を受講することとなっております。
- 受講に必要な手続き等については、鹿児島県ホームページ（下記）に掲載されておりますので、内容をご確認の上、受講してください。

◎鹿児島県ホームページ

https://www.pref.kagoshima.jp/ab13/kagoshima_ninti_kisoken.html

ホーム > 健康・福祉 > 地域包括ケア > 認知症支援・相談窓口 > 認知症介護基礎研修(eラーニング)について

【受講義務の概要】（資料6-1再掲）

概要	◎ 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の補償を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられる。
----	---

- **介護に直接携わる従業者のうち資格を有さない従業者に対し、認知症介護基礎研修を受講させる必要があります。**

（1）受講義務の対象者

介護に直接携わる従業者のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者等。

（2）受講義務の対象外の者

以下の資格を有する者は、受講義務の対象とならない。

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師 等

（3）新規採用従業者に対する経過措置

事業所が新たに採用した、医療・福祉関係の資格を有さない従業者については、採用後1年間の猶予期間を設ける。

※採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させること